

低公害車導入状況の届出について

愛知県環境局地球温暖化対策課

愛知県では、県民の生活環境の保全等に関する条例第 80 条に基づき、県内で使用する自動車の台数が乗用車換算で 200 台以上となる事業者(特定自動車使用事業者)には、一定割合(車両重量に応じて 2~3 割)以上の低公害車を導入するとともに、その状況について知事へ届け出ることが義務づけられています。

2023(令和5)年度(2022(令和4)年度末における導入状況)の届出状況は、以下のとおりです。

1 届出状況の概要

- 届出事業者数 144 事業者
- 導入目標達成事業者数 144 事業者(達成事業者率 100%)
- 自動車の種別ごとの低公害車導入台数
 - ・乗用車等(車両総重量 3.5トン以下) 低公害車台数 34,449 台(導入割合 85%)
 - ・バス・トラック(車両総重量 12 トン以下) 低公害車台数 15,763 台(導入割合 96%)
 - ・バス・トラック(車両総重量 12 トン超) 低公害車台数 7,485 台(導入割合 96%)

2 導入目標割合ごとの低公害車導入状況

導入 目標 の 割合 区分	事業者数 (目標達 成事業者 数)	低公害車導入状況								
		乗用車等 3.5トﾝ以下計			バス・トラック 3.5トﾝ超 12トﾝ以下計			バス・トラック 12トﾝ超計		
		総台数	低公害車	導入 割合	総台数	低公害車	導入 割合	総台数	低公害車	導入 割合
30% 未満	84 (84)	11,156	9,533	85%	7,891	7,422	94%	7,702	7,401	96%
30%	60 (60)	29,383	24,916	85%	8,558	8,341	97%	97	84	87%
計	144 (144)	40,539	34,449	85%	16,449	15,763	96%	7,799	7,485	96%

※導入目標の割合区分に対する事業者数は、各事業者の低公害車の導入目標をもとに集計した。

3 導入実績割合ごとの事業者数

導入実績の割合区分	事業者数	導入実績の割合区分	事業者数
20%未満	0	60%以上 65%未満	1
20%以上 25%未満	0	65%以上 70%未満	3
25%以上 30%未満	0	70%以上 75%未満	2
30%以上 35%未満	0	75%以上 80%未満	8
35%以上 40%未満	0	80%以上 85%未満	10
40%以上 45%未満	1	85%以上 90%未満	26
45%以上 50%未満	0	90%以上 95%未満	34
50%以上 55%未満	0	95%以上 100%未満	52
55%以上 60%未満	0	100%	7

※導入実績の割合区分に対する事業者数は、各事業者の低公害車導入実績をもとに集計した。

4 事業の用に供する自動車及び低公害車の種別ごとの台数

自動車の種別		①軽自動車 及び乗用車 並びに乗合 自動車及び 貨物自動車 で車両総重 量3.5トン以 下のもの	②乗合自動 車及び貨物 自動車で車 両総重量3. 5トン超、12 トン以下のも の	③乗合自動 車及び貨物 自動車で車 両総重量1 2トン超のも の	合計	
低 公 害 車	1	燃料電池自動車	115	0	8	123
	2	電気自動車	809	10	0	819
	3	天然ガス自動車	174	201	2	377
	4	メタノール自動車	0	0	0	0
	5	ハイブリッド自動車	8,251	739	13	9,003
	6	特定LPG自動車	414	147	0	561
	7	特定ディーゼル自動車	0	13,553	6,749	20,302
	8	低排出ガスかつ低燃費車	24,686	1,053	449	26,188
	9	知事が別に定める自動車	0	60	264	324
低公害車の台数		34,449	15,763	7,485	57,697	
低公害車以外の自動車の台数		6,090	686	314	7,090	
事業の用に供する自動車の台数		40,539	16,449	7,799	64,787	

(参考)低公害車導入状況報告書の概要

◆ 対象事業者(特定自動車使用事業者)

県内で使用する自動車の台数が、乗用車換算(車両総重量が3.5トン以下を1台、3.5トン超12トン以下を2台、12トン超を4台として算定)で200台以上となる事業者

◆ 対象自動車

事業の用に供する普通自動車、小型自動車、軽自動車(特殊自動車は対象外)

◆ 低公害車の種類

- ①燃料電池自動車 ②電気自動車 ③天然ガス自動車 ④メタノール自動車
- ⑤ハイブリッド自動車 ⑥特定LPG自動車
- ⑦特定ディーゼル自動車(新長期規制・ポスト新長期規制適合の3.5トン超のトラック・バス)
- ⑧低排出ガス車(☆、☆☆、☆☆☆、☆☆☆☆、☆☆☆☆☆)かつ低燃費車
- ⑨その他知事が定める自動車(新短期規制適合の3.5トン超のディーゼルトラック・バス)

注)⑥:ディーゼル車から改造したトラック、又はタクシーとして使用する乗用車に限り認定

⑦:新長期規制(平成17年排出ガス基準)・ポスト新長期規制(平成21・22年排出ガス基準)適合のトラック・バス

⑧:排出ガスが規制基準(平成12・17年基準)から一定レベル以上に低減されていると認定された自動車

⑨:新短期規制(平成15・16年排出ガス基準)適合のトラック・バス

◆ 目標となる導入割合

- ・ 使用する自動車が全て車両総重量12トン以下の場合…3割
- ・ 使用する自動車が全て車両総重量12トン超の場合…2割
- ・ 使用する自動車に車両総重量12トン超と12トン以下が含まれる場合…2～3割



◆ 報告書の作成・提出の手順

- ・ 県のホームページの「自動算定シート」の入力表に対象となる全ての自動車の登録番号、識別記号、車両総重量、使用燃料を入力(車検証から転記)すると、「別紙 低公害車の種別ごとの台数」(低公害車台数・乗用車換算台数、目標・実績導入割合等)が自動的に算定・作成
- ・ 実績導入割合が目標導入割合に達しない場合は、「別紙2 今後の対策」を作成
- ・ 別途、事業者名等を記入した「報告書」に、上記の別紙(必要に応じて別紙2も)を添付し、主たる事業場の所在地を所管する県事務所(名古屋市内の場合は県庁)へ提出(電子申請・郵送/毎年度6月末まで)

県民の生活環境の保全等に関する条例(抄)

第80条 事業の用に供する自動車の台数が規則で定める台数以上である事業者(以下「特定自動車使用事業者」という。)は、当該自動車の台数に対する低公害車の台数の割合(以下「低公害車導入割合」という。)を規則で定める割合以上としなければならない。

- 2 特定自動車使用事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、前年度末の低公害車導入割合その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、低公害車導入割合その他規則で定める事項を公表するものとする。